

第1回 兵庫県国土利用計画審議会特別委員会

令和7年1月24日（金）

県庁3号館

第1回 兵庫県国土利用計画審議会特別委員会

令和7年1月24日（金）
県庁3号館6階第1委員会室
開会 午前10時00分

○事務局

私の方から、兵庫県国土利用計画（第6次）と兵庫県土地利用基本計画の策定、また、県土地利用の基本構想について、ご説明させていただきます。着席してご説明させていただきます。

それでは資料1をご覧ください。12月の国土審議会でも説明をさせていただいたのですが、兵庫県国土利用計画及び兵庫県土地利用基本計画（計画書）の改定について、改めてご説明させていただきます。この兵庫県国土利用計画は、兵庫県域の国土利用に関する基本的事項を定める計画になっております。今回の改定理由ですが、県の国土利用計画は、国土利用計画の全国計画を基本としており、令和5年7月に国の第6次全国計画が策定されました。これを受けまして、全国計画の基本方向に沿った形で、県計画を見直す必要があること、加えまして、今年が現在の第5次計画の目標年次となっておりますことから、社会経済状況の変化を踏まえ、県土の利用区分ごとの規模目標を見直す必要があることから、今回の改定となっております。また、全国計画及び県計画を基本としまして、土地利用の調整に関する事項及び土地利用基本計画図に示されております都市地域や農業地域などの五地域区分を定める土地利用基本計画についても同様に見直す必要があります。

続きまして資料1-1をご覧ください。これが今回の改定のイメージ図になっておりますが、一番左、2段目に県の国土利用計画に記載すべき内容を①から③として記載しております。その右側の青枠には、土地利用基本計画の計画書に記載すべき内容を①、④として記載しております。このそれぞれの①の内容がほぼ同じものであることから、今回の改定に合わせまして、県の国土

利用計画を土地利用基本計画と統合することで、重複部分を解消し、県の土地利用の統合的方針を1つの計画で示したいと考えております。これによりまして、土地利用行政に携わる市町でありますとか関係機関においても、県の方針がわかりやすくなるのではないかと考えております。

一番右側の青枠が統合した計画の記載内容になります。統合した結果、計画書には①県土の利用に関する基本構想、②県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、③前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要、④五域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を記載することとなります。右下の計画イメージ図が、重複する部分をイメージとしてとらえた図になります。赤枠の部分が重複しておりました基本構想部分になります。本日の委員会では、この基本構想の部分について、ご意見等を頂戴したいと考えております。またイメージ図の左側には、改定後の計画書の章構成案を示させていただいております。

続きまして、資料1-2をご覧ください。こちらは、今後のスケジュール案になっております。

本日の第1回特別委員会では、改定の基本方針について検討をしていただきます。また、来年度の4月から5月で日程調整をさせていただきまして、第2回目の委員会では、計画骨子案についての審議、その後、庁内や市町等への意見照会を経まして、7月ごろに第3回目の委員会で、計画原案の審議、作成を実施したいと考えております。さらに8月の国土利用計画審議会での計画原案の報告、9月の市町長への意見聴取及び国への意見照会、12月の審議会の答申を経まして、1月の国への意見聴取の後、2月の県議会での上程を見込んでおります。

資料2をご覧ください。先ほどご説明しました通り、県の国土利用計画は全国計画を基本としております。今回改定されました第6次国土利用計画の概要がこちらになります。一番上、黄色の①から⑤が、国の国土利用における基本的条件の変化と課題になっております。そのうち、④と⑤については、①から③全体に係る課題となっております。これらを踏まえまして、中段の①から⑤の項目を推進し、持続可能で自然と共生した国土利用・管理を目指すことが国の方針

となっております。①から⑤のすべてに「国土利用・管理」という言葉が記されているように、国の第6次計画では、この「利用・管理」という点が注目されているように見えます。

資料3をご覧ください。先ほどの国の基本構想に合わせた形で示した県土利用の基本構想（案）になります。上段のア～ウが県土利用を巡る基本的条件となっております。国の基本的条件は5つございましたが、そのうち2つは先ほど申しましたように全体に共通のものでしたので、主となる3つの項目を県土利用を巡る基本的条件とさせていただいております。中段にはそれぞれの項目において新しい計画で取り組むべき課題を挙げております。委員の皆様には専門的な見地から、基本的条件や課題について、兵庫県として盛り込むべき内容等について、ご意見をいただきたいと考えております。これらの基本的条件、課題を踏まえた県土利用の基本方針（案）が一番下の3になります。アの「兵庫の強みを生かした適切な県土利用・管理」、イの「複合的な施策の推進と県土の選択的な利用・管理」、ウの「多様な主催の参画と協働による県土利用・管理」の3つを県土利用の基本方針としたいと考えております。この3つの方針は、現在の県の第5次計画を踏襲するとともに国の方針に合わせて、「利用・管理」についても触れていきたいと考えております。

続きまして資料4をご覧ください。県土利用の基本方針（案）になります。真ん中の列が、今回の県第6次計画基本方針（案）になります。先ほどのアからウの3つの方針とそれに含まれる内容を記しております。この構成は先ほども申し上げました通り、現在の県の第5次計画を踏襲しております。左側は、国の第6次計画の5つの基本的条件、課題ですが、それぞれの条件、課題について、県計画のどこで触れているかを矢印で示しております。国の項目のエですが、国土利用・管理DX（デジタルトランスフォーメーション）は、今回新しく出てきた項目になっております。ただ最初から申しておりますように全体の共通の課題でありますので、県の計画では、今のところ、イの「複合的な施策の推進と県土の選択的な利用・管理」の項目の中で追記していき

たいと考えております。右側には、県のビジョンの実行プログラムである、各分野の基本的計画のうち、最も総合的な計画であります、県の地域創生戦略の項目を記載しております。①から③は、県土利用に関係ない項目、関連しない内容のため省略させていただいております。④から⑧の項目で、県土利用に関連する取組みについては、今回の計画に盛り込んでいきたいと考えております。矢印はその対応を示しております。続きまして、資料4の2枚目をご覧ください。全国計画の第5次と第6次の基本方針を比較したものになっております。いずれの計画におきましても、エとオの部分は全体に共通する課題となっておりますが、第6次計画につきましても先ほどもありましたように、新しく国土利用・管理DXが新設されております。また、イとウの項目につきましても、内容が似通ったものですが、項目の順序が入れ替わっておりまして、国の方では災害リスクに関する項目が上の方に来るようになっております。続きまして、次の資料をご覧ください。こちらは、国の第6次計画、そして、県の第5次計画及び地域創生戦略の要素を比較したものになっております。国の第6次計画の欄のうち、赤字になっております項目は、今回新しく盛り込まれた項目です。それに対しまして、県の第5次計画で赤字になっております項目は、国の第6次計画の新項目のうち、県の第5次計画の時点で盛り込まれていた項目になっています。例えば、国のイの枠に記載されています「気候変動に伴う水災害の激甚化、頻発化に対応する流域治水の推進」は、県の方ではアの部分に総合治水の取り組みがすでに第5次計画の時点で盛り込まれています。国の第6次計画のうち、赤字で、なおかつ下線がついている項目につきましても、新規項目で、県の第5次計画には盛り込まれていないものになっております。また、国の第6次計画の項目で、赤字の斜体になっておりますものは、今回新しく国の計画に記載された語句で、現状では県の計画に盛り込まれていないものとなっております。一番右側の地域創生戦略の欄には、今回、先ほど申しましたように、第6次計画に盛り込めそうな項目を記載させていただいております。

続きまして参考資料の説明をさせていただきます。参考資料1は第5次、現在の県の国土利用計画、参考資料2が現在の県土地利用基本計画となっています。続いて参考資料3ですが、こちらは、第1次から第5次までの県国土利用計画の施策等の変遷をまとめたものになっております。これはまた後程ご確認ください。続きまして参考資料4をお願いいたします。この1枚目の表は、県の第5次計画の策定時から令和4年までの各土地の利用区分の土地面積を示したものになっております。さらに、2枚目3枚目のグラフは、昭和47年から令和4年までの各利用区分の土地面積の推移を示したものになっております。最初のグラフは森林を含んでおりますが、それではちょっと森林以外の土地の推移がわかりにくいため、2枚目のグラフには、森林を除いたものをつけさせていただいております。さらに4枚目の資料になりますが、こちらがその参考資料4の1枚目の表にあります、右から2つ目の項目である平成37年の目標値を設定する際の考え方になっております。今回の改正では次回以降の特別委員会で、同じように令和15年の目標値を検討することになります。あと、最後になりますが、参考資料5、こちらは、県が策定しております各分野の計画が掲載されているホームページのURLをまとめたものになっております。以上で兵庫県国土利用計画（第6次）・兵庫県土地利用基本計画の策定、県土利用の基本構想について説明を終わらせていただきます。専門各分野の皆様から今回の計画に盛り込むべき項目等、ご意見いただけたらと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

ご説明ありがとうございます。本日の委員会では、この改定の基本的な考え方の方針について議論していくという理解でよろしかったでしょうか。それに基づいて、次回までに骨子案を事務局の方で策定されるということですね。はい。ありがとうございます。ということですので、方針という重要な場面になりますので、皆様方からのご意見を賜りたいと思います。まずご質問からお受けしたいと思いますが、ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。はい。どうぞ。

○1 番委員

説明ありがとうございました。今更で、そんなことは皆さんもうわかっているということかもしれないのですが、今回、方針を作る中で「兵庫の強み」という言葉が出ているのですけれども、この強みについてどこか整理したものってあるのでしょうか。

○事務局

現状ではちょっとそれを取りまとめたものがないのですけれども。

○1 番委員

どこを、何を見たら共通認識としての「強み」って思ったらいいっていう。これきっと、例えば、今、最後の説明にあった国土利用の面積の話だとか、そういうところからきっと読み取れるものかなと思うのですけれども。国のものを兵庫県におろすときに、国全体と何が違うのかっていう、「兵庫の強み」とっていうのはやっぱり一番大事じゃないかなと思うのですけれども。

○事務局

例えば兵庫で言えば、五国と言われるように、大きな特色ある地域に分かれていますので、それぞれの地域の特色に応じた土地利用などというのを含めて考えていくことになるのかと。

○1 番委員

それを五国と。

○事務局

ちょっと五国という言葉はまだ第5次計画で入ってないのです。だからこういった言葉とかも。

○1 番委員

ホームページとか見たらわかるのですか。先ほどのホームページ一覧に記載があったところとか。こういう強みだけは守っていきたい、活かしたいというのがあれば、それを見せていただくと、とても考えやすいのですけれども。

○事務局

例えば、一番上にまず、ひょうごビジョンですね。今、兵庫県の方でひょうごビジョン2050といったものを策定しておりまして、例えばその中で兵庫の強みとして五国の個性などについてまとめられている部分があります。

○委員長

現第5次計画にも書かれている。

○事務局

五国というのはこの第5次計画策定後に出てきたような内容になっておりますので、今回の第6次計画で盛り込んでいければと考えております。

○委員長

国土利用計画の本体（参考資料1）の6ページに、「兵庫の強みを生かした適切な県土利用」という項目がありますが。変化に富んだ地理的特徴とか。

○事務局

そのあたりを今回五国という言葉。ちょっとですね、参考資料1の6ページの真ん中あたりにウ「県土利用の基本方針」ですね、そこの（ア）に「多様性」とかですね。

○2番委員

3章のところには、地域別の県土利用という形で五地域について区分はされていて、この辺を五国という言葉で、しっかりと前の方に組み込んでいくと、そういうような考えということでしょうか。

○委員長

改めて、兵庫の強みというものを追記していくこともあるということですかね。

○事務局

はい。そうなります。

○委員長

はい。基本的には変化に富んでいるとか多様性があるとかということでしょうか。はい。よろしいですか。はい。ありがとうございます。他にご質問いかがでしょうか。

○2番委員

はい。よろしいですか。すいません。今回の基本構想に関する議論ということで、そこまで話をすべきかわからないのですが、言ってみれば五国それぞれ異なるっていうことを前提にすると、いわゆる、後半の参考資料の中にもあるような、数値の考え方とかっていうのも、本来的にはその五国のそれぞれのあり方に沿って、積み上げていくっていう、そういう計画方法っていうのが望ましいのかなあと思うんですけども。ちょっとそのあたり、現状でのお考えってのはどのようなになっていますか。

○事務局

現状、まだそこまで詳細なところまで詰められていないのですが、五国に分けて、その数値を積み上げていくのはかなり難しい作業になるかと思います。分けてやれるのが理想ではあるのですが、実際には、現状と同じ形での推計値、それから目的、目標値を設定していくことになるのではないかと考えております。

○2番委員

おそらく今回、「利用・管理」という言葉が、もともとの県の第5次計画でも「マネジメント」とって言葉使われているので、もちろん観点としてお持ちかと思うのですが、その五国っていうことを押し出すとすると、管理の部分でも、しっかりとその五国のそれぞれで、計画がうまく進んでいるとか、そういう視点が管理というのは重要になっているのかなと思いましたので、ちょっと十分にその辺、立て付けとしてご留意いただくのが重要かなと思っております。

○事務局

そのあたりは十分検討させていただきます。

○委員長

はい。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。もう、ご意見も兼ねます。どうぞ。

○3番委員

この資料1でも、第1次から第6次まで策定されている目標ということで、目標ってやっぱり、面積をどうするかっていう面積の数値があくまで目標になるのかなと思うのですけれども、例えば、中身でデジタル技術を活用するかっていう、デジタル技術を使ったかどうかっていうことの目標っていうのは、具体的にどういうふうに評価するのかっていうのが、この中でちゃんと盛り込まれているのかっていうことをちょっとお伺いしたいです。

○事務局

実際のところ、基本計画で評価っていうのを、後々、きっちりしているかという微妙なところでして、あくまで国土利用計画は今後数年間の方針を設定するものであると考えておりまして、確かに目標値という設定はあるのですが、そこに到達すること、ぴったり到達することが良いか悪いかっていうところまではちょっと触れていないというのが正直なところではあります。

○3番委員

例えば、資料3の真ん中の四角にあるように、「総コストの低減」とかっているのがありますが、コストだったら数値で評価できるので、実際にそのコストが定量的にどのくらい減ったのかっていうことをもって、目標値を定めるとかっていることはできないのでしょうか。

○事務局

目標値というのは、国の方でも設定されておりまして、それに合わせた形で設定する形になっておりますので、例えば県独自でそういった別の目標値を設定することは可能であるかと思うの

ですが、基本的には今回示しております目標値がまず、第1弾的な目標になってきます。

○3番委員

面積だけだと、どういうプロセスでその面積になったかっていうのは、最終的に結局わからないですね。なんか他のちゃんと、資料4の真ん中に書いてあるような、計画のプロセスが変わったかどうかっていうのがわからなかったら、この中身を計画に入れるという理由というか、その辺がちょっと見えてこないのじゃないかなと思います。

○事務局

そのあたりの検証につきましてもまた担当部局等と相談しながら、検討させていただきたいと思います。

○委員長

はい。ありがとうございます。はい。その他いかがでしょうか。

○4番委員

1点。

○委員長

はい。お願いします。

○4番委員

資料3でいろいろ意見がございまして。専門的に見ますと、まずですね、全体の真ん中の表なんですけども、下が課題で、何を進めなければいけないかというのが上に書いてあるという認識でよろしいですね。多分、先ほど数値の話が出ましたが、農地がどんどん減ってっていきます。中山間地域で条件不利なところは減っていているかなというイメージなんですけども、これからスマート農業進めましょうと、農業振興ではそういうのが言われているんですけども、そういうことが書かれてないなというのと、もう1点はですね、次の森林のところですね。「境

界確認に必要な情報の喪失」で、これは喪失されちゃうので、地籍調査をやりましょう。その地籍調査が何故か真ん中のところに、「地籍調査の効率的な実施」ということが書かれてあるのですけども、実際の制度を見るとですね、山っていうのも、ずっと山を上がって行って境界を掴むというのは事実上不可能に近いです。ですから、航空写真と地図でもって、地籍調査ができるというふうに制度改正をしました。ということで、こういうところの課題解決として書いていただくのかなと。もうひとつあるとしたらですね、地籍調査のお金も予算が限られていますので、今できるのは、森林の施業をするところ、施業の計画地をまず地籍調査しましょうと。もうひとつ、森林環境譲与税で、もう施業しないけども、しっかりと管理をしていきましょう。具体的には強度の間伐をするのですけども、間伐をするにしても境界がはっきりしないと、同意した人の山の木を切っているかどうかすらわからない、ということになっちゃうので、そういうところでは、地籍調査予算を使っていいよというふうになっています。これからは多分、それ以外でも、山の境界、今の我々の世代よりも若くなると、どこに山があるかわからない、山があることすらわからないみたいなことになっちゃうので。ちょっと、そういうふうに書き換えていただきたいなというふうに思います。それから真ん中ですが、治水の話なのですけども、上で、・の3つ目「自然環境を有する雨水貯留機能や土砂流出防止機能等を積極的に活用した防災減災対策を推進」で、これはですね、例えばため池なんかですと、もうすでに条例ができてから総合治水の対応というのをしています。洪水吐に一部きっかけを入れて、台風時、もうあんまり水がいらなくなったときには、堰板を抜いて水位を下げておく、台風が来たら大丈夫なようにしておくというようなこともしております。これはまさに兵庫県の取り組み特徴かなというふうに思いますので、何か、そういうところで田んぼダムなんかも、かなり進めておりますので、そういうことを今後進めるという意味でも、書いていただけたらなあというふうに思います。一番右端なのですけど、農地のところに「下層植生の消失」ってあるのですけど、これ森林で使う言葉なのです。

間伐ができてないと、木が茂っちゃうと、もう下層全然何も生えてない。で、雨に弱いということになりますので、ちょっとここは書きぶりが違うかなあというふうに思います。もしも農地で草刈が大変だとか今すごく問題になっているのですけど。例えば、トラクターでもですね、草刈が今できます。トラックにブームモアというアタッチメントをつけることによって、草刈ができます。そういうようなことも、整備をする上ではどんどん進めてきておりますので、上にはそういうところを少し書いていただくことになるのかなあというふうに思いますけれども。農地で「下層植生の消失」じゃなくて、困っているというのが実態です。とりあえず、資料3については以上です。

○委員長

はい。ありがとうございます。今ご指摘いただいたのは農地は野生鳥獣による被害ということですね。書くとしたら例えば、集落周辺環境のやぶ化とか、そういったことが問題にはなっているかと思います。4番委員がご指摘いただいたように、「下層植生の消失」というので今非常に森林内で問題になっているのが、シカの高密度化によって、植物がすべて食べられて無いという、そういった下層植生の、シカによる下層植生の衰退というものが森林で起きていますので、そこは非常に重要な点かなと思います。これによって、現実にはですね小規模土砂災害というものが起こっていますので、これはイの部分とも関連するところかなと思います。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。はい。どうぞ。

○5番委員

同じように資料3をちょっと見てみたのですけども。資料2が国の計画を書かれていて、資料3がこの県の計画の前段階の条件整理だと思うのだけど、少し本当に大事な部分と、それ以外の部分をあまりよく整理できてないなというふうに見えました。特に取り組むべき課題の利用区分別みたいな課題っていうのが、本当にこれが、土地利用上の大きな課題なのではないでしょうか。読んで

いてもそうは思えません。国の計画はもう少しきちんと課題の大事な部分をストレートに書いているのですけれども、ここに書かれている取り組むべき課題ってのは、例えば、アの人口減少だったら、担い手不足なのが課題なのか、土地利用上本当に何が課題なのかっていうのを、もう少しきちんと書き込まないと、次の計画に落ちていけないような気がしますね。ここはもう少し整理された方がいいんじゃないかなと思っていて。土地利用の視点で考えた場合に、どういう課題があるかっていうのと、それも大小が同じレベルで並べて書いてしまうと、見えなくなってくるので、やはり大きな課題をきちんと最初にとらえて、それをダウンサイジングしていくというようにすることで書いていただいた方が理解しやすい。資料4で、県の第6次計画の骨格の案が出ているのですけれども、事前のときにも言ったのですが、やっぱりこの土地を利用するっていう視点っていうか、都市的な土地利用をするっていう視点の項目に全部見えてしまいます。例えば国の計画でいくと、大きく分けてやっぱり災害の話で安全の話と、あと、人が減っていくのでどう地域の活性化につなげていこうかって話と、自然が破壊されているので、自然をどう守っていくかっていう、多分大きな3つの柱だと思うのです。第6次計画のアの部分の①～⑤っていうのを見ていくと、やっぱ自然の部分が出てこない感じです。この表題を見たらですね、県の第5次計画でも書かれているのですけれども、例えば②「住みたい地域個性溢れる兵庫をつくる県土利用・管理」ってなると、住みたい地域っていうのが前に出てきてしまう。住むことが前提になっているので、住まない地域もあるでしょうし、自然公園もあれば、そういうところも考慮して、表題と中身がきちんと合うように、この表題構成も少し、見ていただいた方がいいかなと思いました。また、観光ツーリズムも何かちょっといびつだったかなと思いました。これが土地利用にどう関わってくるのかなってなかなか読めないかなと思いました。安全・安心と、自然をどう残すかと、さらに地域の活性化をどうするかって、それは多分③と④で書かれていると思うのですけど、そこがやっぱりクローズアップされてきて、今後の土地利用をどうしていくのかに繋がっていくと思

うので、そこはもう少しなんか見えるような章立てにさせていただいた方がいいかなと思います。

○委員長

ありがとうございます。今のご指摘だと、基本的には、第5次計画を踏襲して指定しているということなのかなと思うのですが、ご指摘いただいたようにちょっと、土地利用という観点と、この文言がですね、ちょっと若干、別の下位の計画で示されるようなことをここに書かれてるようなイメージがあるんですが。おそらく、今の課題というのは、私の観点から、専門から言いますと、土地の大部分が森林であるというところで、森林管理がなかなか立ち行かない中で人口縮小社会を迎えて、集落環境まで管理できないという事態に陥っておりますので、どんどん集落が縮小していくと。森林を生息地をしている野生動物の出没が今猛威を振るっているという状況なのですが、人間社会、都市部を除いた地域をどう守っていくのかというところが非常に重要になるのかなというふうに考えているところなので、そういったところを押し出していく必要があるのかなあと、ちょっとこの第5次計画を踏襲すると、こういうことだろうと思うのですが、第6次計画を受けてどう変えていくかというところは、やはり、人口縮小というところをかなり強く打ち出さないと、適切な土地利用に繋がらないのではないかなというのをちょっと危惧いたします。はい。すいません。他、ご意見いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○1番委員

フローのお話を伺ってしまして、多様性を守りたいという話は基本的には、今ある土地利用のそれぞれの土地が生き生きとした状態であるべきだというふうな考え方なのかなというふうに考えました。そうすると、先ほど委員長がおっしゃったように森林を守るっていうのが一番やっぱり大きな話として出てくるのですけれども、今つけていただいている参考資料4の2枚目です。森林を除くというところの土地利用を見たときに、「農用地」に拮抗する形で「その他」というのがどんどん増えているのですけれども、この「その他」というのは雑多なものなのですか。そ

れとも、ある新しい土地利用で、こういうものが増えているから「その他」が増えているのだと言えるものなのか、どういうものなのか教えていただけますでしょうか。

○事務局

基本的には「その他」というのがですね、土地全体から農地であるとか、都市部とか、個別に上がっている部分を除いたものという形になって、その内容としましては公共用地でありますとか、沿岸部でありますとか、かなり広範囲にわたっております。

○1 番委員

雑多なもので、最近の傾向として増えてきたものではないというような。

○事務局

他を除いた結果、こう増えた形になっているというのが正しいのかと思いますね。

○1 番委員

例えば、こうやって、いつもよく本元の審議会に出てくる太陽光発電になってしまっている農地とか、そういうのがここに入りますよね。だから何かが何かに変わったときに、ここから出てしまうっていうものっていうのは、もう少し注視しなきゃいけないんじゃないかなと思うのですけれども、その辺りはどうだって、それはだからデータとして、「その他」でしか見えないので。

○事務局

あくまで推計値を立てる際には他の項目を立てて、差し引いたものになってしまっているので、結果としてしか見えないので、その中身がどうなっているかというのを検討も必要かというふうに思います。

○2 番委員

逆に言うと、この「その他」に対する目標値っていうのはどういう考え方をして設定されたの

ですか。

○事務局

他の目標値を設定した結果の残りという形になっていますので、その他として推計値に。はい。国なんかでも、その差し引いた形で残るものなので、特にこのような計算式が立てているわけじゃなくて、現状維持をベースにして考えておりますので、その他として特にこのような感じで目標立てますという形にはなっておりません。

○2番委員

1番委員がおっしゃられた通り、結構増えていますよ。

○事務局

はい。面積的には増えていますので、何らかの検証が必要ということであれば考えていきたいと思います。

○1番委員

減っていったもので、なくなったものっていうのが積み上がっていつているのだったら、結構それをちゃんと見ないと、減った理由がわからないですよ。ほとんどが農地で、太陽光パネルが多いということなのですね。すごくそこが今変化しているところなので、近年変化しているものが見えやすくなるといいのかなと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

○4番委員

よろしいですか。参考資料に行きましたので、参考資料のですね、目標値設定の考え方なんですけど、そのうちですね、水面の中でため池があります。ため池の面積は、農地面積と比較的関係していることから、ため池の減少幅を農用地面積減少の概ね6.7%というのは、農地の6.7%ぐ

らいのため池があるというふうに考えているのでしょうか。でね、例えば事例で言いますと、有馬大池っていうため池が神戸市北区にありまして、戦前戦後にかけて整備をしました。そのときは507ヘクタールの時期があったのですが、それが今はもう100ヘクタールになっています。でも、そのため池は今も残っています。で、洪水吐の水位に切れ目を入れて、総合治水に使っています。受益面積が落ちた分、満水面積を落としたということで、そういうような場合もある。多分、それぞれ地域によって、ため池によって違うと思うのですが、そういうようなこともあるので、一律下げるといえるのはどうなのかなあというふうに思います。ちなみにですね、農業用水源、全国で見ますと、ため池は11%です。兵庫県平均すると、46%なのですが、淡路は81%がため池です。ということになりますので、農用地の面積が減ったところで、減ったから必ずしもため池廃止ということになってないのですね。なってないのですが、今の県のため池条例で、満水面積を求めることになっていないから、それを出すのは至難の技だと思います。できないと思います。想定で出すにしても、それだけため池が取水源になっている農地っていうのは、割合が違いますので、そういうところには配慮いただきたいなあと。

○事務局

その辺りはまた、農地整備課などからご意見いただいて、検討したいと思います。

○委員長

はい。ありがとうございます。続きまして、いかがですか。はい。お願いします。

○5番委員

目標値の話を今ずっと聞いていたら、多分これ、目標値じゃなくて、推計値ですよ。目標値設は多分できないと思います。この計画には事業がぶら下がっていないので。でも国の計画は目標値をつくれって言っているのですよね。

○事務局

そうですね。これも目標値という名前で、実際は推計値なんですけども。はい。

○5番委員

そこを目標値と思ってしまうと、何か事業を実施したり、施策を積み上げて、目標を設定しているわけではなく、トレンド推計で出して、将来こうなりますって言う数値なので、そこはもう割り切って考えないと、議論が進まないと思います。

○委員長

そうですね。国の方もあくまでも推計値ということなのですね。目標を定めるけれども議論するときは、目標を、我々の方で議論できるわけではない。

○事務局

やっぱり推計値なので、最終的に達成度というようなものが出てくるわけでもないの。

○5番委員

推計と大きくずれたときに、要因が何だったかを検討するくらい。

○事務局

その辺の検討はそうなります。

○5番委員

その上で、対策が必要であれば、次のステップで考えようかなという感じではないでしょうか。

○事務局

目標値については軽視するわけじゃないのですけれども、国の計画でも書いてあるんですけど、これらの数値については今後の経済社会の不確定さ等に鑑み、弾力的に理解できる性格のものというふうに書いてありましてですね、絶対的な目標でないような感じ。推計の仕方もこれまでのトレンドを伸ばすとともに、今計画しているものをオンしているっていう感じでしてですね、整備計画の数字というのは微々たるもので、分母はもう県土全体っていう話なので、そのトレン

ドを上げるとか下げるとかいうのはなかなか難しい話かなというふうには理解しています。それよりも、今後、数値よりもですね、質の方が大事になってくるのかなということで、目標は定めますけど、それと別に質の話を、今後、注視していく必要があるのかなというふうに考えております。

○委員長

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。非常に範囲が広いですが、この土地利用計画が個別法を策定するときの1つの指針にもなってくるということでよろしいんですかね。

○事務局

実際のところは、個別法で策定した計画全体を取りまとめたのがこの計画。

○委員長

逆なのですね。例えば、私今、環境基本計画とか生物多様性ひょうご戦略とかに関わっていますが、今現在パブコメに進んでいるというところなのですが、こういったことをしっかり取り込んで、整合性を持たせて、個別法が、ある意味進めやすくしていくということを想定して、作っていくという観点も必要ということですね。

○5番委員

でも、本来ならば、これは10年計画ですよ。10年計画なので、少し踏み込んで、ちょっと個別法に書けないけども、でもそれがいるだろうということは落とし込めれば良いと思います。要するに個別法が次のステップに向かおうとする誘導になるというか。

○委員長

そうですね。

○5番委員

そこは何かちょっとでも意識して書いていかないと、この計画に意味が無くなる。普通、個別

法は5年間の計画期間ですけれども、10年分を書けるので、そこはちょっと遠い将来を見据えて。

ここまで書いてもいいだろうっていうのは書いたらいいと思いますよ。

○委員長

例えばあれですね、DXの話がありますけれども、先ほど森林の土地の確認作業の話もありましたけれども、例えばきちんと県土のデジタル画像ですとか、今、森林なんかだとLiDARという点群をドローンなんかで撮影していくというもの。どんどんですね、県がしっかりそういったデータベースを整備して、あらゆる方がそれを使えるようにしていくというところが効率化というところで非常に重要にはなってくると思うのです。その辺りはこの計画でしっかり方針を定めて、そういったデジタル化が、ともすれば個別で利用できないっていうことがよくありますので、そういった情報が県にあるのだっていうことすらわからない。実はあったのだっていうのが後でわかるみたいなこともよくありますので、そういったところが多くの方に、デジタル技術が活用できる素地を県がしっかり作っていくのだとかですね。そういったところは、ちょっとこの計画でしっかり打ち出していきたいなというふうには思ったところですが、そういう考え方でよろしいでしょうかね。

○事務局

はい。いただいたご意見をもとに取り組んでいきたいと考えます。

○委員長

あとはいかがでしょうか。

○1番委員

はい。ちょっと考えはまとまっていないのですけれども。今の資料4の1番表紙の真ん中のところを見ているのですけれども、計画（案）のところで、これを見て、先ほどちょっと人の住んでいるところの話が多いんじゃないかというふうな話があったのですけれども。結局は例えば、

①「空間の安全安心を高める」って書いてありますけれども、これをするためには、その土地の本来あるべき姿にきちんと森林は森林らしく、農地は農地らしくとかいうふうな話があった上で、それが崩れてきているところがあるので、安心安全じゃなくなっているという可能性も。放棄地があったり、なんかそういうことを考えると、モグラたたきの項目に見えてきて、本来のやるべきこととちょっと違うのじゃないかな。これ国の方からの話なので、ここでそんなに全然違うことを言う必要はないと思うのですけれども。例えば「住みたい地域」とか言ったときに、またそれとか「産業競争力」と言ったときに、私なんかはいつも関わっているところで、農業をやりたいって町からやってきた人がいて、新しい農業をやって、ネットを使いながら販売をしていって、そういう人たちが地域の担い手になって、「あの人に聞いたらわかるよ」っていうふうな人材にどんどん入れ替わっていくって、上手くいっているところはきっとそういうことなのですけれども。どうもここに出てくる「産業競争力を強化した」とかいうと、そういう人の営みのようなものが見えない。人や企業って書いてあるけれども、それってもっと小さなものだから多様に、いろんな地域で出てくるものであって、何かこう書かれてしまうと、大きな企業とか大きな資本がやってきて、産業競争力強化みたいなふうに読めてしまうのですけど、それは私だけの感覚でしょうか。今一方で、淡路島に入っているパソナのことをいろいろ調べているのですが、パソナは農業強化しますって言いながら入ってきているけど、実際はそんなことしてないのですよね。観光産業しているのですよね。雇用環境、自分たちの会社の保養の環境を整えてるっていうことがあったりして、本来目指すべきものの見えているものと、この言葉とのずれをすごく感じるんですが、それはこの言葉の中で、埋めることを考えるしかないんでしょうか。どう考えたらいいですか。

○事務局

確かにここだけ見ると、そのような項目に見えてくるとは思いますけれども、先ほど5番委員の

方からも同じようなご意見がありましたので、項目からも、ある程度内容が想像できるような内容に修正できないかということも検討させていただきたいと思います。

○4 番委員

ちょっと農業の状況を言いますと、企業参入について、兵庫県は日本一多いんです。特に淡路のパソナの話が出ましたが、あそこは国営農地造成をしまして、耕作放棄地がたくさんあります。再整備するからといって、企業に限って募集をしています。応募してきたところが1ヘクタール、2ヘクタールの農地でブドウを作ったりとか、そういうような状況に応じて整備を進めています。それはね、どこでもできるかというと、実は耕作放棄地って淡路市全体の方がはるかに多いのです。国営の調整したところは100ヘクタールしかないのです。耕作放棄地、そこを再整備しています。下に降りたら、もっとたくさん何ヘクタールもあるのですが、それは分散作農になっちゃうので、企業は嫌って、借りないのです。農家の皆さんも、企業が入ってくるとに抵抗感がすごくあります。でもこれからはそういうことも必要かなというふうには思っています。一方で、各地域です、例えば但馬でも、淡路でも一緒なのですが、地域で地域計画というのを作って、この農地は将来誰が担うのだ、個別で、私が担いますとか、担い手を連れて行きますとか、育成しますとか、そういうようなのを、すべての農村集落で作るっていうのをやっています。多分兵庫県は、進捗率が低いので、全国には全然追いつきませんが、今一生懸命そういうことをしております。

○1 番委員

知らずに、すいません。

○4 番委員

いえ。多分そういうことをちゃんとやっているということをPRできてない。

○1 番委員

そういうことがそれこそそれが強みになってくれればいいですけど。そういうのを作りやすい人のネットワークもあり、企業も近くにあり、利便性も高いところなのでそういうのが来やすいというふうな、すごくいい土地で、淡路島って雪も降らないし、住みやすいところなのでね。なるほど。ありがとうございます。そういうのって、まずまとめられることあるのですか。

○事務局

はい。非常に貴重なご意見ですので、参考にさせていただきたいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。例えば今のような農業の振興を進めていくという中で、例えば私の分野だと、その土地に根差した方ではなくて企業人が入ってくることによって、例えばその地域の生態系ですね、そこを十分理解していただけているのかなってところがまた懸念材料となってきますので、そういったときに、生態系の保全ということとの両立ですよね。そういったことをしっかり方針として打ち出すということができれば、淡路の土地の自然環境を生かした産業という方向に行くのではないかなと思いますので、そういったところが書き込めるとありがたいですね。はい。現実には、例えば、今ちょっと、先ほどの耕作放棄地が非常に多くてですねシカ・イノシシが淡路島、兵庫県一多いのです。高密度で、ちょっと普通では信じられない。土地の生産量が高いっていうことは、野生動物もたくさん住めてしまっていて、シカ・イノシシがちょっと信じられないぐらい高密度に陥っていると。それに対応する人材不足というのがあって、追いつけていないという状況がある一方で、例えば、渡り鳥の非常に良い中継地として、多様な渡り鳥がやってくるというような場所でもあるので、そういったところが土地利用のときにしっかり生かせるというふうになると、非常に兵庫の強みなんじゃないかなとは思うので。そういったことがイメージできるような方針、指針っていうのができるとありがたいなと思いました。ありがとうございます。はい。あとはいかがでしょうか。多分いろいろあるとは思いますが。

ちょっと気になった点が、例えば水源地の保全とかっていうのは、ここには出てこないのですかね。

○事務局

今のところは入っていないです。

○委員長

入ってない。これは個別法で、森林のところでもあまり聞いたことがないのですが、なんか、個別法でカバーできない部分なんかも、もうちょっとカバーできるといいのかなというのはちょっと思いました。すいませんちょっと私も調べられていないので、そういった水源地の確保というのが、今後非常に重要になってくることじゃないかなと思います。特に太陽光パネルなんかそういったところに、入り込んでくるとかっていうことを抑制できるのかどうかっていうのがわかりませんけれども、そういったところですね、水面・河川・水路っていうのはあるのですが。ちょっと、森林の方を生態系保全の方に入るのかなとは思いますが。すいません。国の第6次の方で、ウですね、生態系の確保という言葉が挙がっているのですが、県の方で、生態系の確保というのが挙がっていない。今、この項目を再整理していただくということなので、1番委員に言っていただきましたように、大部分が森林なので、森林の保全というところの項目がちょっと、なんていう、見当たらないので、出来たら生態系の保全の部分ですね。今言った淡路の話とも関わりますので、それをやはり項目として挙げるべきではないかなと思いますので、ご検討をお願いいたします。

○事務局

いただいたご意見を参考にしまして、この項目の見直しなどを進めていきたいと思います。

○委員長

すいません。よろしいですか。国の方の概要のやはり、③「多様な主体の参画等」という健全

な生態系のところがかなり、グリーンインフラとか新しい技術の話が入り込んでいまして、こういったことを、おそらく県の方でも入れ込んでいくということになろうかと思しますので、生態系の保全とともに、生態系を保全するための技術のところですね。そのあたりの記載が必要になってくるのかなと思いますので、なかなか国の方の、例えば「広域的な生態系ネットワークの形成」とか、こういったものまで上がってくると、具体的に土地利用として何をするのかっていうのが、ちょっとイメージしにくいとは思いますが、この辺を意識した記載が必要かなと思います。はい。お願いします。

○3番委員

そういった先ほどの委員長のデジタルの話に関わるのですが、資料4の真ん中の緑のところがデジタル技術っていうふうになっていると思いますが、デジタル技術を使うっていうのは、多分このアとかウとか、全般的に使える話だというふうに思いまして、今の生態系の確保とか、適切な利用とか管理とかの時に、例えば、農地だったところに雑草が生い茂ったら、色が変わっているとかっていうのをAIで判断するとか。あるいは、地形が変わってしまっているってことをもって適切な利用がなされてない。つまり、違法な盛土ができてしまったりとかっていう、そういうのを管理するのに全般的に使えるのがデジタル技術だというふうに思いますので。ちょっとこういう、ア、イ、ウというふうにかざるを得ないところがちょっと、理解はできるのですけれども。全般にそういうものを利用していこうというような計画になるような書きぶりがないかなというふうには思ったのですけれども。

○事務局

一応、今の案では、デジタル技術は、おっしゃるように、いろんな分野に広がりますので、イの「複合的な施策の推進」っていうのに入れ込もうかと考えておったのですが、今の委員のご意見をもとに、またこちらでも検討させていただきます。

○委員長

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○2番委員

よろしいですか。はい。すいません。ちょっとこの第5次の計画を拝見して、先ほどの「複合的な施策の推進と県土の選択的な利用」ってところを、これ具体的にどういうことかなと読んでみると、何か先ほどから議論されているような生態系の話とかも、9ページですね、後半に書かれていて、その土地利用でのある種、不可逆的な側面もちゃんと慎重につけて書いてあったのですが、ここにこの項目を収めてしまっていることがちょっと何となくもったいないというかですね。このあたりの考えが、もうちょっと前の方の上の段階のところ、しっかりとアピールというか主張されるっていうのが重要なかなと思って、拝見しました。はい。すいません。以上です。

○委員長

はい。ありがとうございます。はい。お願いします。

○5番委員

今のイの「複合的な施策の展開」の話なのですが、資料2で、国の方針で書かれている、この1の基本構想の立て付けが、1から3に共通する課題で、「デジタル活用」とか、「多様な主体の参加」というふうになっていて、多分、県の計画も同じ立て付けですね。イとウっていうのは全体にかかるっていう整理だと思うので。だから、個別のアの土地利用の話と、イとウってのは多分次元が違う書き方をしているのかなと僕は読んだのです。それであればもう少し「複合的な話」とウっていうのは全体にかかるので、それで言えば、例えば今のアを包括する形でイとウが出てくるといふふうにこの計画を作っているのかなと思う。そこはなんか、そういうのはそういうふうに整理を今しているんで、その中でデジタル技術を入れていくっていうのは、

全体にかかりますよっていう整理で理解できるかなと。

○委員長

はい、ありがとうございます。そうですね。ちょっと全体にかかる部分があって、項目が個別のものがあるとわかりやすいのかもしれないですね。

○1 番委員

ウのところなのですけども、これ私がよく関わっている部分だと思うのですが、実際のところ、この広い県土の中で、森林のところに住んでおられる方がやっぱり少数派で、少数派というか、人数がとっても少なくて、その人達に「土地のことを考えろ」と言われたときに、「もうこれ以上僕たちやってられません」っていうふうに皆さんおっしゃるのですよね。どうしても地元で管理、地元で管理って言われるので、「これ以上そんなことできませんよ」って。そういうことに対する方針っていうのは何か今、あるのでしょうか。地元住民だけで言っちゃうと、本当に負担が大変になってくる。先ほど、そういうところに企業が入るとか、こういうところにきっと多様な参画っていうのがするのかなとは思っているんですけども、そういう方針を書くことがここのできるのじゃないかなと思うのですが、その辺の今のところのお考えとか、現状とはどうなっているかも含めて。

○事務局

ちょっと現状そこまで詳細に触れている部分があるかわからないのですが、その辺ちょっと見直しまして、内容の記載があればそこをブラッシュアップしていくような形で考えていきたいと思います。

○1 番委員

実際、森林の管理なんかはね、大変ですよ。地元の方。

○4 番委員

今の状況を言いますと、兵庫県ではですね、分収造林、みどり公社というところが、今は農林機構になっていますけど、そこがいろいろ開発といたしますか、現状の木を切って植林をした。それが国策で、木を植えましょうと、針葉樹を植えましょうということだったので、そういうことをやったのですけど。今となってはですね、それが採算が合わないので、手放そうとか、そういうふうに変わってきています。ということは、制限をして木を植え直して、また健全な人工林にするっていうようなことが、もう不可能になりつつあります。はい。というのが現状です。それは、全部地元がおりるのかというと、地元におりた場合には、森林環境譲与税という制度ができましたので、それを使って、それ市町に下りています。それを使って、上手に管理してもらえたらいいのかなあというふうには思うのですけど。現状、それがどのように使われているとか、今ちょっと承知はしていませんが、出来た頃、市町の皆さんはそれを積み立てて、置いておいて、どのように使うかというところまではまだいってなかったようには思います。

○委員長

そうですね。私は分野で言いますと、県民緑税を使った野生動物共生林事業というのを県がやっています。正直言って、地元の方は、もう自分たちの生活空間を管理することもできない状況になって、もう動物の楽園になっているという諦めが大きいのですけれども、そこに、集落周辺の山が迫ってきている部分を間伐をしたり、藪の刈り払いを集落周辺ゾーンというゾーニングをバッファゾーン整備事業というのをやっていて、空間を分けていくと。もう山がどんどん迫って、放棄農耕地なんかも山に還っていくという状況のところを、何とかですね、居住空間を保つという事業なんかも、兵庫県は本当にこれ、全国に先駆けてやっているのですが、多分そういったことも、非常に重要な今後の取り組みで、そういったことをしっかりやっていける集落には人が住めるということになると思います。地元にやれっていうのはもうすでに無理な事態ですよ。だからそういう居住、兵庫県の県土のほとんどが中山間地域、人が住んでいませんけれども、中

山間地域って、その居住空間をどう守るかっていうのがとても重要な土地利用の形態になってくるので。そういったこともできたら書き込んで。結局ね、森林に近い方々をどう守るかというのが県土地利用の重要な点なのかなと思いますので。はい。ぜひお願いいたします。

○2番委員

よろしいでしょうか。すいません。私専門としては交通という立場で参加させていただいてます。ちょっと1点伺いたいのは、やっぱりインフラの老朽化みたいな話ってのは非常に深刻で、1つ、質問としては、国の方の計画っていうのは、そのあたりはどのような形の記述になっているのかっていうことと、あと、現行のですね、例えば、道路事業評価の仕組みなんかが、非常に大都市に有利になったような、兵庫県域分布なんかはそういう形になってしまっていて、なかなか地方の道路に投資が回らないような状況もありますんで、県としては、そういうことを踏まえて、しっかり必要な道路を整備、管理していくっていうことが記述されるべきかなあというところもあるんですけども。現状は道路計画されている道路の整備と、有効にそれを使っていくっていう観点の記述なのですが、その辺り、維持管理は言葉として持っているんですけど、もうちょっと踏み込んで議論してもいいのかなとちょっと思いました。いかがでしょう。

○事務局

道路とか橋梁の予算の関係もありますし、優先順位を計画につけて、土木部の方も補修等進めていますので、そういったものの内容も含められるかどうか検討して、いけるようであれば、書き込んでいきたいと考えます。

○2番委員

なんか優先順位、今ここでの議論なのかちょっとわからない部分もあるんですけど、優先順位、効率性の観点からつけていくとどうしても地方が後回しになったりしてしまって、そういうところすごく私自身は問題意識を持っています。やっぱり県、例えば神戸市なんかは都市部なのでいい

のですけど、県は、非常に郊外っていうか、いろいろな地域がありますんで、どういう考えで優先順位付けるかとか、その辺りがしっかりされるってのが重要だなと私は思っていて。

○事務局

インフラ整備の優先順位という話なのですが、利便性とか考えると、委員おっしゃる通りやっぱり都市部が、交通量が多いとかですね、そういったところに、例えば、道路を広げるときっていうのはやっぱり交通量とか、あと歩行者量とか、そういうことで優先順位っていうのはどうしても都市部高くなるということになるのですけども。今私は土木職なので、土木部のことは、よくわかるのですけども。一方で安全安心を高めるために県土のどこにいても、例えば、災害時とかですね、暮らしていけるようにということで、例えば、緊急輸送道路であるとか、そういったところっていうのが田舎にも貼り巡らされているところがありますので、橋梁の補修とか耐震補強とかいうところに関しては、都市部重点というものではなくて、地方部の緊急輸送道路も、都市部と同じように実施しているというところがありますので。それは県民局というか、エリアごとに、優先順位はつけてはいつているのですけども、すべてが都市部重点というわけではない。そういったものも、安全安心を高めるものについては全県トータルで見て考えているというところでございます。以上です。

○2番委員

はい。現状として、そういったところを認識しておりまして、この維持補修を含めて、そういう生活、県民の安全安心とか生活、ある種の移動する権利みたいなところをしっかりと確保するというようなことが言葉として入っていると、非常に心強いなという思いで、発言させていただきました。はい、ありがとうございます。

○委員長

大分時間が迫ってきてしまっておりますが、かなり内容が広範囲で、国の方と県の第5次計画

からどう変えていくかという観点、また見直しをしていただきまして、方針（案）ということで
すので、まだまだ今後議論ができるかなと思いますが、本日のご意見を踏まえて、骨子案を作成
していくという方向になるのかなと思いますが、いかがでしょう。今日聞いて。聞きたいこと他
にございましたら、よろしいですか。はい。いろいろご意見出ましたので、これらの意見踏まえ
てですね、県の骨子案の作成に今後取りかかっていたくということでよろしいでしょうか。

（全員 首肯）

はい、ありがとうございます。はい。異議なしということになりますので、本日の特別委員会
の調査審議会、審議というものは終了ということで、事務局の方にお返ししたいと思います。

○事務局

ありがとうございました。本日、いろいろご意見いただきまして、いただきました意見を反映
さしました上で、次回はですね、新年度を始め、4月から5月頃に第2回を開催したいと思って
おります。改めましてご案内いたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。本日はどう
もありがとうございました。